石川県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領

（登録・公表の目的）

第１　この要領は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

（林業経営体の定義）

第２　この要領の「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用する現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

（林業経営体の登録）

第３　県内に主たる事務所を持つ林業経営体のうち、第５による登録申請を行った者で、別に定める「登録基準の１」に適合する者は、「森林経営管理法（平成30年法律第35号）」第37条第２項の規定に定める経営管理実施権を受けることができる民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。

２　県内に主たる事業所を持つ林業経営体のうち、第５による登録申請を行った者で、別に定める「登録基準の２」に適合する者は、「林業経営体の育成について（平成30年２月６日付29林政経第316号林野庁長官通知）」に規定する育成経営体（以下「育成経営体」という。）として、本要領により知事の登録を受けることができるものとする。

３　第１項の規定により意欲と能力のある林業経営者として知事の登録を受けた者は、第２項に規定する育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

（林業経営体の公募）

第４　県は、第３の第１項に規定する意欲と能力のある林業経営者を選定するため、年１回以上定期的に、当該公募の開始の日から30日以上の期間を定めて公募を行うものとする。その際、県はホームページ等を利用して、広く公募について周知するものとする。

２ 　県は、第３の第２項に規定する育成経営体については、公募によらずに随時登録の申請を受けるものとする。

（登録の申請）

第５　第３の第１項に規定する意欲と能力のある林業経営者としての登録を受けようとする登録申請者は、第４の第１項の公募期間内に別紙様式１号の登録申請書に、下記の(1)から(14)を記載した別紙様式３号を添付して知事に提出するものとする。

ただし、同登録申請者が、林業労働力の確保の促進に関する法律第５条第１項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であって、既に提出されている認定事業主の改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一であるものは、その記載を省略できるものとする。

　(1) 雇用の状況に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等

　への加入状況等）

　(2) 技術者・技能者数に関する情報

　(3) 林業機械の保有状況に関する情報

　(4) 事業量等に関する情報（素材生産、造林、事業区域等）

　(5) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報

　(6) 生産管理又は流通合理化等に関する情報

(7) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報

(8) 主伐後の再造林の確保に関する情報

　(9) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報

　(10)伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

　(11)雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報

　(12)コンプライアンスの確保に関する情報

　(13)常勤役員の設置に関する情報

　(14)その他知事が定める情報

２　第３の第２項に規定する育成経営体としての登録を受けようとする登録申請者は、別紙様式２号の登録申請書とともに、前項の別紙様式３号に(13)を除く事項を記載して知事に提出するものとする。

ただし、同登録申請者が、認定事業主であって、既に提出されている改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報と同一であるものは、その記載を省略できるものとする。

３　第１項及び２項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が認定事業主である場合は、(1)から(6)に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

　(1) 登記事項証明書又は住民票

　(2) 納税証明書

　(3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式

　(4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会･労働保険等への加入状況が確認できる書類

　(5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

　(6) 直近３カ年の貸借対照表及び損益計算書又は青色申告決算書等の写し

　(7) 協定販売・共同出荷に関する協定がある場合は協定書の写し

　(8) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体がある場合は協定書等の写し

　(9) 修了証の写し等「労働安全衛生法」に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類

　(10)事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡しが完了

　　　した過去３年の事業実績の中から、各年の代表的なもの１件の契約書等の写し。ただし、事業実

績が３か年に満たない場合は、その間の各年の代表的なもの１件の契約書等の写し。）

　(11)行動規範を作成している場合は、その写し

　(12)直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合は、中小企業診断士又は公認会計士に

よる経営判断等今後５年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類

　(13)その他知事が定める書類

４　知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

５ 登録申請書は、登録申請者の主たる事務所の所在地を直轄する農林総合事務所に正副２部を提出

するものとする。

（登録の実施）

第６　知事は、第５の第１項による申請があった場合において、当該申請の内容が別に定める「登録基準の１」に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式４－１号及び４－２号により「林業経営体名簿」の「意欲と能力のある林業経営者」に登録するものとする。

　(1) 主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等

　(2) 第５の第１項の(1)から(14)までに掲げる事項

　(3) 登録番号及び登録年月日

　(4) 登録情報の変更年月日

２　知事は、第５の第２項による申請があった場合において、当該申請の内容が別に定める「登録基準の２」に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式４－１号及び４－２号により「林業経営体名簿」の「育成経営体」に登録するものとする。

(1) 主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等

(2) 第５の第１項の(1)から(12)及び(14)に掲げる事項

　(3) 登録番号及び登録年月日

　(4) 登録情報の変更年月日

３　知事は、第１項及び２項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式５号により登録申請者に通知するとともに、別紙様式６号により関係市町及び森林管理署長に通知するものとする。

（意見の聴取）

第７ 知事は、第６の第１項の規定による登録を行うにあたり、事前に別紙様式７号により関係市町長の意見を聴くものとする。

（市町による登録推薦）

第８ 市町長は、別紙様式８号により、知事に意欲と能力のある林業経営者として登録すべき者を推

薦することができる。

２　知事は、前項の規定により推薦のあった登録申請者の申請内容が「登録基準の１」に適合すると認めるときは、第６の第１項の「林業経営体名簿」の「意欲と能力のある林業経営者」に登録するものとする。

（登録の有効期間）

第９　第６の第１項及び２項の登録の有効期間は５年とする。ただし、林業経営体名簿に登録された林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、第５の第１項から３項により記載及び提出を省略して登録を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

２　登録経営体は、更新を受けることができるものとする。

（変更の届出）

第10　登録経営体は、主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者名等に変更があったときは、別紙様式９号により知事に届け出るものとする。

２　登録経営体は、第５の第１項及び２項の(1)から(14)に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、別紙様式９号に変更後の内容を記載した別紙様式３号及び第５の第３項で規定する書類を添付し、知事に届け出ることができる。

３　登録経営体は、第５条の第１項及び２項の(1)から(14)に掲げる事項に変更があり、第６の第１項の規定により「林業経営体名簿」の「意欲と能力のある林業経営者」に登録されている者については「登録基準の１」に、第６の第２項の規定により「林業経営体名簿」の「育成経営体」に登録されている者については「登録基準の２」に適合しなくなった場合は、別紙様式９号に変更後の内容を記載した別紙様式３号及び第５の第３項で規定する書類を添付し、知事に届け出るものとする。

４　知事は、第１項及び２項の変更内容を登録したことについて、その旨を別紙様式５号により登録申請者に通知するとともに、別紙様式６号により関係市町に通知するものとする。なお、第３項の変更に係る通知については、第13の第２項による。

（林業経営体名簿の公表）

第11　知事は、林業経営体名簿を、別紙様式４－１号及び４－２号によりホームページ上で公表するものとする。

（実施状況報告）

第12　登録経営体は、林業経営体名簿に記載した目標に基づく毎事業年度の実施状況について、別紙様式10号により、事業実施の翌年度から目標年度までの間、毎年事業の終了後、５月を超えない日までに知事に報告するものとする。ただし、最終の目標年度については、３月を超えないまでに実施見込みの状況を報告するものとする。なお、認定事業主にあっては、改善措置実施状況報告書をもって当該報告に代えることができる。

（登録の取消）

第13　知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

　(1) 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認

された場合

　(2) 登録経営体が必要な登録基準を満たさなくなった場合

　(3) 登録経営体から別紙様式11号による申出があった場合

　(4) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合

　(5) その他知事が定める場合

２　知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式12号により登録経営体に通知するとともに、別紙様式13号により関係市町に通知するものとする。また、登録の取消をした林業経営体名と取消をした理由をホームページ上で公表するものとする。ただし、前項第１号の個人の場合にあってその死亡が確認された場合を除く。

　　附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

　　附 則

この要領は、令和５年１月２７日から施行する。

様式１号

林業経営体名簿のうち意欲と能力のある林業経営者としての登録申請書

年　　月　　日

石川県知事　様

住　　　　所：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

石川県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第３の第１項に規定する意欲と能力のある林業経営者に登録されて、下記区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、関係書類を添えて申請します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないこと及び、登録基準の「コンプライアンスの確保」の基準欄に記載された内容に該当する者でないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

|  |
| --- |
|  |

２　提出する関係書類

　　別添のとおり

様式２号

林業経営体名簿のうち育成経営体としての登録申請書

年　　月　　日

石川県知事　様

住　　　　所：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

石川県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第３の第２項に規定する育成経営体として登録されたく、関係書類を添えて申請します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないこと及び、登録基準の「コンプライアンスの確保」の基準欄に記載された内容に該当する者でないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

提出する関係書類

　　別添のとおり

様式５号

林業経営体名簿の（意欲と能力のある林業経営者・育成経営体）

への登録（変更登録）通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県知事　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった林業経営体名簿の（意欲と能力のある林業経営者・育成経営体）への登録申請（変更登録申請）について、林業経営体名簿に登録（変更登録）したので通知します。

様式６号

　　　　　年　　月　　日

関係市町長

森林管理署長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県知事　　　　　印

林業経営体名簿の登録（変更）について

　　　年　　月　　日付けで林業経営体名簿を別添のとおり登録（変更）したので通知し

ます。

　　　※添付書類

　　　　　別紙様式４－１号及び４－２号

　　　　　（変更）の際は、該当の林業経営体名簿の部分のみ

様式７号

年　　月　　日

　関係市町長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県知事　　　　　印

林業経営体名簿のうち意欲と能力のある林業経営者の登録に係る

意見聴取について

　　林業経営体名簿のうち意欲と能力のある林業経営者として、下記のとおり登録したく、

意見聴取します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．申請者及び申請内容　　別添のとおり

２．別紙様式８号により、　年　　月　　日（　）までに回答願います。

様式８号

年　　月　　日

　石川県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町長

林業経営体名簿のうち意欲と能力のある林業経営者の登録に係る

意見聴取への回答について

　　　　年　　月　　日付けで意見聴取のあった意欲と能力のある林業経営者の登録について、下記のとおり回答します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

※意見なしの場合

　　意見なし

※意見がある場合

下記の林業経営体を欲と能力のある林業経営者として登録するよう推薦します。

　・林業経営体名

　・推薦理由

様式９号

林業経営体名簿の変更届出書

年　　月　　日

　石川県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　年　　月　　日付けで登録された林業経営体名簿について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

１．変更事項の内容　　別添のとおり

２．変更の理由

様式10号

実施状況報告書

年　　月　　日

　石川県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　年　　月　　日付けで登録された林業経営体情報について、石川県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第12条に基づき、実施状況報告書（　年次）を別紙のとおり提出します。

様式11号

林業経営体名簿の登録取消について

年　　月　　日

　石川県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　年　　月　　日付けで登録された林業経営体名簿について、下記の理由により登録を取り消したいので、申し出ます。

記

１．登録取消の理由

様式第12号

林業経営体名簿の登録取消通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県知事　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで登録した貴殿の林業経営体名簿は、下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由

様式13号

年　　月　　日

関係市町長

森林管理署長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　石川県知事　　　　　印

林業経営体名簿の登録取消について

　　　年　　月　　日付けで林業経営体名簿に登録した（登録経営体名）について、下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由